

## 現指定管理者の利用料金減免基準

区分	利用者	利用形態	減額割合
1	国、神奈川県又は神奈川県内の市町村若しくは一部事務組合の機関	水源地域 <sup>*1</sup> における自然環境の保全及び活性化を目的として、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	10割 (免除)
2		水源地域 <sup>*1</sup> の自然環境の保全及び活性化の意義を普及啓発することを目的として、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	
3		水源地域 <sup>*1</sup> の活性化や、水源地域 <sup>*1</sup> と都市地域との交流を図ることを目的として、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	
4	指定管理者	神奈川県の承認を得た相模湖交流センターの自主事業を行うため、施設を利用するとき	
5		国、神奈川県若しくは神奈川県内の市町村の委託を受けて、上記区分1、2及び3に相当する利用形態により、施設を利用するとき	
6	水源地域 <sup>*1</sup> や水資源開発の重要性を県民に周知・啓発することを目的とした団体	相模ダム、相模湖又は水源地域の本県における重要な位置付けや、水資源の歴史を後世に伝えることを通じ、水源地域 <sup>*1</sup> における自然環境の保全及び活性化あるいは多様な交流活動の推進に資する事業を実施するため、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	5割
7	水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした公共的団体 <sup>*2</sup>	水源地域 <sup>*1</sup> の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的として、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	
8		水源地域 <sup>*1</sup> の活性化や、水源地域 <sup>*1</sup> と都市地域との交流を図ることを目的として、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	
9	神奈川県内の児童・青少年の健全な育成に寄与することを目的とした団体、学校教育法に規定された神奈川県内の学校、又は学校教育法に規定された神奈川県内の学校に所属するゼミ、部活動及びサークルなど	児童健全育成活動又は学生・生徒活動の一環として、水源地域 <sup>*1</sup> における自然環境の保全及び活性化あるいは多様な交流活動の推進に資する事業を実施するため、参加者から入場料を徴収しないで施設を利用するとき	多目的ホール及びアートギャラリーの施設利用料金について 2割

\* 1 山北町、愛川町、清川村及び相模原市（緑区内のうち旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町及び旧藤野町）のことをいいます。

\* 2 営利を目的としない団体であって、団体の名称、目的、代表者を明記した規約を有する常設の団体のことをいいます。ただし、水源地域の自然の保全や活性化を目的とした活動を行い得る団体であれば良く、当該活動を主たる目的とする団体に限るものではありません。